

コロンビアの辺境における領域概念
—その社会運動の目的と表象に関する予備的考察—

Concepto de territorio en las periferias colombianas:
una reflexión preliminar frente a su uso como objeto y
representación de los movimientos sociales

幡谷 則子
Noriko HATAYA

Resumen

El concepto de territorialidad se ha entendido generalmente desde los enfoques de la geografía social e histórica a través de la relación entre el uso de las personas sobre la tierra, su organización en el espacio y el significado que dan a sus lugares donde desarrollan su vida. Por otra parte, el concepto de «territorio» ha sido ampliamente utilizado en la teoría de los movimientos sociales desde la década de 1990. Sin embargo, no existe una definición uniforme sobre el concepto de territorio en todas las disciplinas.

Este artículo pretende aclarar el significado de la incorporación del concepto de «territorio/territorialidad» en los objetivos y discursos representativos de los movimientos sociales a través de un examen de los movimientos sociales y sus acciones colectivas en Colombia, especialmente en sus periferias. Está dividido en tres partes. La primera parte resume las investigaciones previas sobre el concepto de territorio/territorialidad, y la segunda ofrece un análisis de la transición y caracterización de los movimientos sociales y la acción colectiva en Colombia. La tercera examina los antecedentes de la inclusión del concepto de «territorio» en los objetivos y representaciones de los movimientos sociales en el país desde la década de 1990, para

cada uno de los cuatro actores de los movimientos sociales. Se llega a la conclusión de que en el contexto colombiano siempre ha habido un proceso de territorialización, desterritorialización y reterritorialización bajo la amenaza del despojo causado por el extractivismo y/o los conflictos armados.

はじめに：問題提起

「領域性」(territoriality/territorialidad)という概念は、ラテンアメリカにおける社会運動、特に集合的土地権利を求める運動において領域(先祖伝来の土地および周辺資源・生活と生業の場とそれを築いてきた歴史文化)概念とともに、広く用いられるようになった(幡谷 2024)。「領域性」概念は、西欧近代主義とともに、政治権力構造のもとで土地を制御し資源と人々を管理する空間的戦略として導入された(サック 2022)という解釈がこれまで支配的であった。

領域性概念は、社会地理学と歴史地理学のアプローチから、人々の土地利用、空間の中での組織化、そしてその場所にどのような意味を与えるかという関係性によって理解されてきた。Mignolo (1995) はポスト植民地主義の概念を加えて領域性概念を批判的に論じた。しかし、分野横断的な画一的定義は存在しない。本稿は、領域概念をめぐる議論を整理しつつ、南米コロンビアにおける社会運動およびその集合行動の考察を通じて、社会運動の目的や表象に「領域/領域性」概念が取り入れられてきた意味を明らかにすることを目的としている。

領域性をめぐる社会的・環境コンフリクトに対峙する辺境コミュニティは、自律的な生業圏の確立をめざしつつ、レジリエンスを表現する。ラテンアメリカにおける農民運動の比較研究において Fernandes (2008) が指摘するのが、領域性をもつ多層性と多次元性である。空間に対する制御・管理・統治という概念は領域の一つの型にすぎず、領域は政治、経済、社会、文化、環境の側面をもち、個々の「領域」は常に異なるタイプの「領域」と軋轢を生む。したがって、先住民族や土地なし農民が主体となる辺境コミュニティの脱周縁化(中央政治権力や市場から抑圧、排斥を受けて周縁化されていた状況からの脱却)には、領域性の多層的、多次元的特質

(Fernandes 2008) を理解した上で、領域性が生むコンフリクトから脱却し、レジリエンスの持続性を確保する必要がある。

辺境コミュニティから南米コロンビアの社会史を見直す試みを続ける中で、「辺境」が、植民地体制以後導入された国境や行政区分や、中央権力からの排除または搾取によって人為的に形成され、周縁化されたものであることが明らかになった。幡谷・千代(2024)では、エスニック・マイノリティと土地なし農民への様々な抑圧、排斥に対する彼らの日常の抵抗とレジリエンスのプロセスを比較分析した。同研究では、個々の辺境における人々の生業と存続のための組織化過程が浮き彫りにされたが、必ずしも脱周縁には至っていないことが明らかになった。彼らの活動には常に領域の概念が伴い、求める「領域性」とその活動がさらなる軋轢やコンフリクトを生み、抵抗運動の結果獲得された可視性が、再び周縁化を招いたからである。この過程で、領域性の本質と、その多層性・多次元性が新しい排斥やコンフリクトを生むメカニズムを明確化することが、実質的な脱周縁の追求には不可欠であることに気づかされた。彼らの復権運動に内蔵されていた領域性概念の追求は、運動の成果としての集合領域の確立という地理的範囲の認定に留まるのではなく、彼らが獲得する領域性における経済自立化と資源（文化遺産や先祖伝来の知恵も含む）と自然との共存が実現して初めて実質的な脱周縁につながるのではないか、という仮説に至った。

国家からの可視性を獲得し、その開発政策や支援政策に包摂されることが、脱辺境につながるのか、という点は、すでに事例研究において批判的な結論が出されている。この結論は、辺境を国家によって包摂されることに意義を見出すというアプローチから導かれるものであり、統合・包摂は、国家（支配権力）vs 排除された弱者という対立関係が解消することである。しかし、実際には、辺境性は国家との関係において可視性を確保することで克服されるように見えても、法的認知が再び周縁性をもたらす可能性があり、辺境は常に創造され続けることが明らかとなった。そもそも、脱辺境という状況に至ることが、辺境で生活する人々がめざす生活改善、さらには共通善の充足につながるのだろうか、あるいはそうした抵抗の運動は不正義・不平等の克服をめざすのだから、すべての様式において是なのだろうか、という問いが生まれる。

この議論は、二つのテリトリーの概念、すなわち近代国家が認める国境

4 幡谷 則子

内の領土 (territory) と、その中で認められてこなかった不可視のマイノリティやスティグマを与えられてきた人々が自分の居場所、存在意義・アイデンティティ、その生活が営まれる社会空間として確立をめざす領域との間で生まれるコンフリクトとしてとらえ直すことができる。辺境にすむ人々が求める自律的領域 (territory) や、そこで認識される人と空間との関係性として述べられる領域性は、近代国家における版図拡大をめざす場合に用いられる「領土」とも、国境確定のために用いられる国民国家の「領土」概念とも異なるのである。

本稿では以上の二つの概念のうち、後者の意味で「領域」(territory) 概念を扱う。また、日本語による文献では、これまで「テリトリー」とカタカナ表記用いることもあったが、ここでは「領域」に統一して取り扱うこととする。

以下では、第1章で、領域／領域性概念に関する先行研究を整理し、第2章で、コロンビアの社会運動と集合行為の推移と特徴分析(1975～2019年)を行う。第3章では、1990年代以降の同国の社会運動の目的と表象に「領域」概念が含まれてきた背景を、4つの社会運動の主体別に考察する。終章では、南米コロンビアで用いられ始めた「領域」概念は、ラテンアメリカの社会運動論における領域概念の使用と並行して普及していたことを確認しつつも、コロンビアの文脈においては、剥奪の脅威にある領域化・脱領域化・再領域化の過程が常にあり、抵抗の社会運動からレジリエントな社会運動が展開されていることを指摘する。

1. 領域・領域性に関する先行研究

1.1. 欧州近代性に基づく人文地理学の概念規定

領域に関する議論は、批判地理学、ラディカル社会学(自己反省の社会学 reflexive sociology) などとともに、グローバリゼーションが進展する21世紀になって、ポストモダンや資本主義批判を唱える社会科学の分野で展開されるようになってきた。ハーベイ (David Harvey) のネオリベラル資本主義批判(社会の格差と都市空間形成の特徴との関係を分析) や、ブルデュー (Pierre Bourdieu) のハビトゥス論などの影響を受け、領域と領域性の議論が展開されていった (Herrera Montero & Herrera

Montero 2020)。領域概念を扱う論文は、社会地理学、歴史地理学からはじまり、モダニティと国民国家論を論ずるナショナリズム論まで、多岐にわたって存在する。これらを詳細に紹介する紙幅はないが、サーベイ論文のなかから、本稿の議論にとって有意性のある論点を整理しておきたい。

そもそもテリトリーとは、ラテン語で *territorium* であり、その語源は *terra torium* で、「誰かに属する土地」の意であり、それに *stlocus*、すなわち「場所 (lugar)、位置 (sitio)」が加わって構成されている。ロドリゲス (Danilo Rodríguez Valbuena) によれば、地理学における概念としてのテリトリーはまず、法的所属という観点から格付けされる地理的空間を意味し、すなわち国家がその管轄権を執行できる政治行政的空間、あるいは地方行政単位の管轄空間を意味する。のちに、領域(テリトリー)には「占有 / 私有された空間」という意味も加わるようになり、そこから派生して、領域性 (territorialidad) は占有の様式、あるいは人間、社会、地球上の空間との間に形成された関係 (具体的な実践によって生まれる、特定の空間に対する人間の行動——社会空間——を通じた関係性) を指すようになる。近代国家論においては、領域とは特定の個人あるいは社会集団による、権力または所有・支配の関係を含む地球上の一つの空間またはエリアであり、そこには法的管轄における制約、つまり、地図上に線を引くような具体的な仕切り・区切りの考えがある。

人文地理学の立場から、空間・領域・領域性概念を考察した Raffestin (2012) の議論は明快である。

Territory and territoriality derive from the activity that humans carry out in the space that is given or provided to them in common, within the limits of the conception that they have of it. (領域と領域性 (の概念) は、人間が共有する空間、あるいは彼らがその空間を保有すると考える境界内で行う活動に由来するものである。【筆者訳】) (Raffestin, 2012 : 124)

すなわち、領域を人間行動学にも関連する概念として、単に法的、管理的論理で限定されないことを主張している。他方で、こうした人文地理学によくある欧州中心的な考え方は、領域性を近代性の観点からとらえがちで

もある。

Grosby (1995) は、特に東欧の動きを参照して、近代性に根付いた領域性概念（支配的であった R. サックの領域性概念解釈を含む）を批判するものである。領域概念を境界の存在に紐づけて解釈することにそもそも問題があり、これらの境界（または国境）は常に安定的でも限定的でもなく、可変性をもつ。また、境界内で区切られた地域（空間ないしはエリア）には一定程度の同一性があるという前提に基づいているが、それについても批判的にみている（Grosby, 1995:145）。

一定の境で区切られた土地とそこに住む人びとも含めて、領域（territory）における近代の国民国家の領土に関連づけられた意味を否定することはできない。だがその一定の領域の中につねに「中心」と「周辺」とが形成される。そして、それは第一義的に領域が境界（boundaries）で決定づけられるというところから発するものである。

他方で、領域概念には、そこで展開される人間の行為や振る舞いの類型によって同定される点がある（Grosby, 1995:146）。Grosby は続けて、「領域性概念」を構築する二つの要素群を区別化する必要があると主張する。ひとつは、地球上の定められた土地空間の中に、人間の営みが展開されてきたことで形成されてきたものであり、これは近代以降に限定せず、中世や古代から連綿と継続されてきたものである。地政学、人口学や社会調査によって具体的に検証可能である。他方、もうひとつの要素群は、認識論や意識論によって認定されるものであり、言い換えれば、無形で可視化されにくいもの（not tangible, or not visible）である。この第二の範疇によってとらえられる領域の側面は、長い人類の歴史を経て形成されてきた意識の結果であり、人間の想像力の産物であるため、分析が難しい。すなわち、領域とは、歴史時間軸において深い構造をもつ。したがって、単純に「ホームランド」や「生活圏」などを領域ないし領域性にあてはめることは適切ではない。

長年の時間軸によって空間構造を複雑化してきたという論点に立つと、領域性概念は、単なるデカルト以後の近代の産物という理解は成り立たず、この点において、サックの近代性に立って領域性を論ずる視点に対して批判的立場をとることになる。むろん、近代の農業や工業という産業化と市場という要素が、古代にあった領域よりも、より複雑な領域構造を出現さ

せてきたと言える。そして、この過程で、均等とみなされてきた領域の中に、不均衡が生まれ、中心と周辺の関係が生まれる (Grosby, 1995: 149-153)。現代ラテンアメリカの辺境の状況はこれに相当すると考えられる。

他方、そうした仕切りの概念：「国民国家」の空間（国家の領土）という理解の上に、領域の文化主義的次元が加わる。ポストモダンの思想的立ち位置からは、領域性とは、単に特定の空間を国家や権力をもつ集団が占有する領土という考えではなく、アイデンティティと代表制を通じた特定の空間への帰属性という観点から理解されるべきであるという主張が成り立つ。この場合、既存の国境や行政単位の境などは無視されることになる (Rodríguez 2010)。

ロドリゲスのサーベイ論文で指摘された領域と領域性の概念の特徴の中で、本稿が注目する社会運動、特に辺境における社会運動の理解を助ける点は以下である。

- ・すべての社会関係は、特定の領域において発生し、それは領域性と表現される。領域は、社会関係の舞台であり、単なる国家主権の支配が及ぶ領域を限る空間的枠組みではない。
- ・領域は権力の空間であり、国家、個人、組織集団または様々なスケールをもつ企業が支配力を講ずる空間ともなりうる。他方、領域とは社会的に建設されるものである。そして様々の行為者が行う空間における活動は、差異的であり、領域を創造・再創造・占有する能力や可能性も一様ではない。
- ・実際の空間には、ローカル、リージョナル、ナショナル、そしてグローバルなレベルで様々な領域性が、異なる関心、認識、価値観とともに重層的に発生するため、補完的、協力的関係だけでなく、反発の関係も生まれる。
- ・領域は固定的ではなく、動的で、変容し、不均衡なものである。
- ・帰属性やアイデンティティ、地域に対する意識は、領域性の表現において実存する。一つの空間に多様な領域性が重層的に存在する。

このような地理学的理解は、ポストモダンの観点から、ポストフォーディズムへの移行によって、時空は圧縮され、相対化されても、(社会的)空間である領域の重要性は一層高まってきた (Harvey 1989) という指摘に

相通ずる。

一方、社会学の分野においては、ブルデューのハビトゥスの概念に関連づけて領域概念を整理したエレラ・モンテロら（Luis A. Herrera Montero, Lucia Herrera Montero）の考察が参考になる。彼らは領域とはある地理的空間にある住民を基盤に形づくられるが、彼らの異なるニーズによっておこる相互作用によって、変容し続けるものであると規定する。

En el ámbito sociocultural, el territorio no puede ser entendido como un perímetro definido en un plano ni como un sitio con una dirección y bajo una propiedad determinada, ya sea esta privada o colectiva. El territorio es fundamentalmente diversidad de espacios y asentamientos, cuya característica fundamental es la rica movilidad de sus actores. (社会文化的側面においては、領域は地図上に引かれる境界によって理解されるものでも、個人であれ集団であれ、所有が特定される地籍のある場所でもない。領域とは多様な空間と集住であり、その基本的特徴はそこに生きる行為者たちの豊富なモービリティにある。【筆者訳】) (Herrera Montero & Herrera Montero 2020:104)。

領域の社会的建設という点を理解するには、社会界（あるいは生活様式空間）における位置にまつわる関心にみあった具体的な戦略を展開する行為者たちの関係性を考慮しなければならない。そのために、ブルデューのハビトゥス (*habitus*) (個人によって身体化された知覚・思考・行動様式の一連の性向) の概念を用いることが有用であると説く。なぜなら、領域は空間の次元を超えて、すでに構造化され、あるいはこれから構造化する実践の数々に変貌してゆくからである¹。

領域は常に変化をしつづけ、脱領域化と再領域化 (*desterritorialización y reterritorialización*) とを繰り返す (Herrera Montero & Herrera Montero, 2020, 106) という指摘は、これまでのコロンビアの辺境地域における社会運動やコミュニティの抵抗運動が示した辺境の可変性と脱辺

1 エレラ・モンテロらの領域概念の詳細については（幡谷 2024:237-238）の記述に基づく。

境、そして周縁性の再現という事象にあてはまる。

1.2. ラテンアメリカの文脈における領域概念と社会運動

ラテンアメリカでは、こうした従来の社会科学の枠組みに対する批判的議論が、社会運動の高揚（特に1990年代以降の民衆運動やマイノリティの復権運動）とあいまって浸透し、領域や領域性概念の使用が普及したと考えられる。

例えば先住民が主張する領域は、地理学的空間においては彼らが主張する土地や一定の範域をさすが、それは国民国家の観点からみた支配、権力による単一的な主権国家の枠組み（境界線）と交差するものである。つまり多重な領域の存在が認識されるようになった。また、国家によって認められない集団は、社会運動をとおして彼らの文化的、アイデンティティを示す属性も含めた多層な領域を要求するようになった。したがって、当然ながら国民国家の視点にたった国土、県や市政の管轄という意味での領域・行政範囲とは同一ではないし、またそこで展開される領域性も異なるのであるから、時に両者の間で軋轢が生まれる。これが、辺境に住む人々の行動や国家に対する訴えが否定され、あるいは国家から包摂されたときに新しい周縁性を生むことを説明している。

他方で、エスニック・マイノリティが先祖伝来の土地と自治権、集合管理権やその基礎となる文化社会的アイデンティティを含めた領域の回復を求める運動に対し、その他の土地なし農民運動や、都市の非正規建築住宅によって形成された貧困地区のハビタットとその改善を求める運動には、植民地時代に発生した支配と被支配という明示的な関係で社会運動の主体と国家の関係を説明することができず、彼らの領域を求める運動には、他の説明要因が必要となるだろう。

Torres（2023）の南米諸国の都市の社会運動に焦点をあてたサーベイ論文では、1990年代以降、都市社会運動論とそれが扱う事例において「領域」概念が頻繁に使われるようになったことに注目している。これは、中央—周辺概念が、ラテンアメリカ諸国の工業化、都市化とともに深刻化した階層間格差と都市のすみわけ論（その多くが従属論から考察されてきた）とあわせて生まれてきた議論でもある。トーレスは、自身のブエノスアイレスの貧困居住区における社会運動論を展開するにあたり、2000年代初頭

のアルゼンチンの金融危機によって生じた大量失業者（その多くが既存の労働組合組織に未加入）による居住権の再獲得をめぐる運動において、領域概念がアカデミックにも、またアクティビストにおいても顕著に用いられることから、南米諸国の都市社会運動における領域概念の定義づけを試みた。その過程で、一連の1990年代以降の域内諸国の都市運動と集合行動におけるディスコースとしての領域概念の意味付けを比較分析した。

トーレスのサーベイにおいて特筆すべきは、領域を求める社会運動・闘争には、近年、社会・環境運動のジャンルにおいて、都市の社会運動と農村の社会運動との接近がみられるという指摘である。すなわち、単なる農民・先住民の領域を求める運動というだけでなく、都市部でも農村部でも、開発事業者、特に鉱山開発などの環境問題に触れる民間資本や多国籍企業とのコンフリクトに対する領域の確保と維持を訴える社会運動が頻発しているためである。これは21世紀の資源エネルギー開発とそれに対するグローバル市場の需要の高まりが引き起こした現象でもあり、ラテンアメリカの資源保有国で共通してみられる。

トーレスは、これまでの社会運動研究で領域あるいは *lo territorial*（領域性）概念を登場させた研究は、以下の3つの傾向に大別されるとまとめている（Torres, 2023: 77）

- ・「領域」を社会運動の要求対象として取り扱うが、領域概念の厳密な定義は行わず、研究対象の社会運動組織の言説として登場させるもの。
- ・「領域」に、社会運動における民衆の政治参加につながる触媒やプラットフォームとしての新しい役割を強調するもの。
- ・「領域」概念そのものの分析に基盤を置くもの。領域を様々な権力をめぐる関係形成とのつながりにおいてとらえ、その多面的性格を強調する分析。

そして、現代のラテンアメリカの社会運動論に、社会領域運動（*movimientos socioterritoriales*）という性格を加え、その主体や展開される地域が農村であれ、都市部であれ、社会運動闘争の過程に、領域化・脱領域化・再領域化（*territorialización, desterritorialización y reconstrucción de territorios*）がみられると指摘する。

2. コロンビアにおける社会運動の推移と特徴

コロンビアの社会運動における領域概念の考察に先立ち、1977 年の全国ストから 21 世紀の今日までの社会的闘争・集合行動の推移を、CINEP 作成のデータベースに基づいて概観しておこう²。

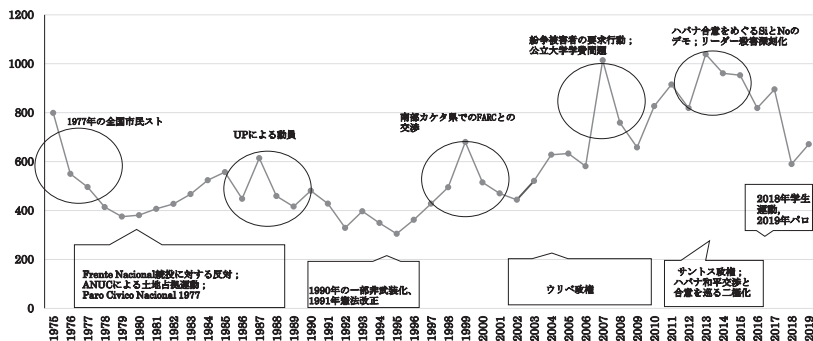
2.1. 政治体制の推移と社会的闘争・集合行動の推移：1975-2019 年

グラフ 1 は、1975 年～ 2019 年の社会闘争・集合行動の発生件数推移を表わしたものである。ピーク時の背景については、アルチーラらによる政治体制の動きと関連づけた分析 (Archila et al. 20219) に基づいて加筆した。

1975 年からの 10 年は、コロンビアの二大政党によって議席数も折半する談合体制「国民戦線」(Frente Nacional：1958-1974) の期間が終了したにもかかわらず、その後の多元的政党政治体制への移行を阻んだ政府に対する抗議行動が高まった時期であった。ANAPO (Alianza Nacional Popular、全国人民同盟) が 1970 年の大統領選挙で負けて以来、伝統的二大政党体制への反発が高まっていた。1974 年、保守と自由党による談合民主主義であった国民戦線が終了したのちも、政治エリートのアルフォンソ・ロペス・ミケルセンが自由党から大統領に就任すると、労働者階層、民衆階層の反発が一気に高まり、これが 1977 年の全国規模での大動員 (Paro Cívico Nacional、全国市民スト/パロ) の勃発に繋がった。異なる労働組織が連携して「全国労働組合審議会」を結成し、都市労働者の雇用条件、公共サービス改善など、幅広い社会保障制度に関する要求を政府に提出した。しかし、政府は戒厳令を発令し、軍の発動を行い、スト参加者の中から多数の死者が出るに至った。この後、国家保安法の導入によって、市民運動への抑圧的措置が強化される。

2 CINEP (Centro de Investigación y Educación Popular: 民衆教育・研究センター) では、長年多様な新聞報道記事のクリッピングをもとに人権問題、社会闘争、紛争と平和構築などの項目別のデータベースを作成してきた。近年はその多くがオープンアクセスで公開されている。本稿では、社会運動の行動様式である「集合行動」を一般的表現として用いるほか、政府に対する抗議行動などのデモ、行進、集会などを組織することを動員と称する。本稿で用いる CINEP のデータベースはこれらの集合行動に関する事象を扱うもので、大項目として「社会的闘争」を冠しているため、この用語を用いた。なお、第 2 節の統計分析に関する記述は幡谷 (2022 未刊行) に拠っている。

グラフ 1：1975 年～ 2019 年にコロンビアで発生した市民組織による
社会的闘争行動の推移



出所：CINEPデータベース (<https://www.cinep.org.co/base-de-datos-movimientos-sociales-2016-2019/>) をもとに筆者作成。

1970年代はまた、国家主導で実施された農地改革と合わせて結成された ANUC (Asociación Nacional de Usuarios Campesinos de Colombia、コロンビア全国農民使用者協会) による土地占拠運動と、これに共鳴した学生運動が市民動員の主体となった。これら3者が1970年代までの動員主体であったが、1977年の全国市民ストをピークに、その後のロペス・ミケルセン大統領の抑圧的対応のもとで、労働組織とANUCの活動家は地下に潜せざるを得ない状況に追い込まれた。その結果、動員を伴う社会運動の集合行動としての活動は停滞してゆく。

1987年から1990年代は、FARCの一部が合法政党化して結成されたUP (Unión Patriótica、愛国連合) に対するパラミリタリーによる弾圧が激化したこと、1990年の一部ゲリラとの和平合意が締結されたことによって、1991年の制憲議会が発足する過程での非動員化が顕著になった時代である。だが、新憲法制定によって社会運動の動員活動への安全が一定程度担保される中で、先住民運動などの多様な主体による権利回復運動要請が高まり、再び集合行動の増大に転じた。

1994年以降は、時々増加のピークがあり、その後一旦動員数は下がる

傾向はみられるものの、21 世紀にかけて動員数は増大を続けていった。2019 年以降、パンデミックの時期も含めて、反政府抗議行動はさらに激化した。2014 年の農民スト、2018 年の学生主体の教育費要求動員など、2019 年の全国ストの前兆となる政府への要求行動はすでにあった。

2.2. 社会的闘争の特徴分析

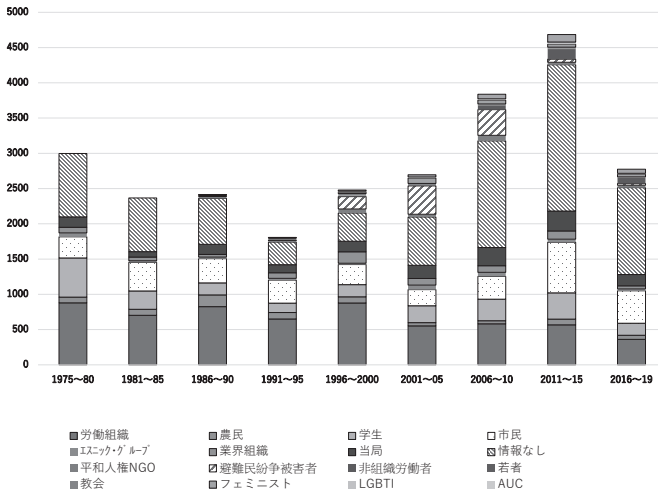
1975 年以降の社会的闘争・集合行動の全体的な推移は、大きくみて 1990 年代以降量的な増大傾向にあるが、どの組織が動員をかけるか、その主体の内訳には 1980 年代までと 1990 年代半ば以降とでは明らかな違いがみられる。グラフ 2 は、5 年ごとの集合行動の動員主体別推移をみたものであるが、1980 年代までは、労働組合組織構成員、農民、学生といった、社会階層別動員主体がより明確であった。これは他のラテンアメリカ諸国でもおおむね共通する特徴である。

1990 年代半ばをすぎると、先住民やアフロ系コミュニティなどのエスニック・グループ、フェミニストや紛争被害者の団体など、多様な動員主体が生まれてくると同時に、「情報不明」（明確な動員主体の判断ができない集合行動）動員数が増加する。伝統的な社会運動主体であった、労働組織、農民、学生組織の比重が相対的に低下してゆく。一方で、特に 2010 年以降は、「非組織労働者」や「市民（パリオ住民など）」が動員主体の割合を高めていることがわかる。

動員主体の変化にともない、動員の動機も雇用リスクや土地・住宅問題、公共サービスを求めるものが半数を占めていた 1970 年代から、2010 年代に入ると、権利や環境問題、社会的サービス（特に教育）に重点が移った。政策や政府の契約不履行に対する抗議が主要な動機であることに変化はない（グラフ 3）。

集団行動の形態も、主体の変化を反映して、労働組織が計画するストや道路封鎖、農民組織が土地を求めて行う土地侵入などの戦略は比重が落ち、2010 年代になると、圧倒的に街頭に繰り出すデモ・集会の動員の形態が多くなった。2019 年以降の全国「市民スト」（paro cívico）も、行動の形態としては、大規模な動員（デモ）が大半である。

グラフ2 社会的集合行動の動員主体別推移（1975～2019年）

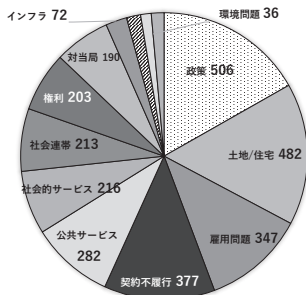


出所：CINEP データベースより筆者作成。

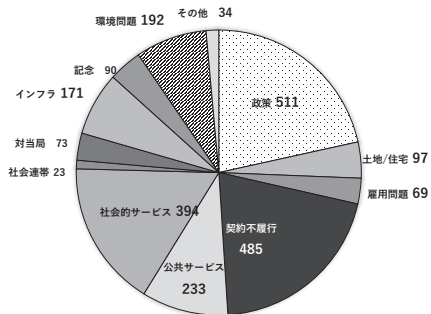
注：業界組織とは、ANUC など、労働組合組織以外の産業別労働者組織の意。AUC は民兵組織。

グラフ 3：社会的闘争・集合行動の動員動機の変化

1975～80年（件数）



2016～19年（件数）



出所：CINEP データベースより筆者作成

3. コロンビアの辺境地域における 1990 年代以降の社会運動の領域概念

前章で、コロンビアにおける社会運動と集合行動の特徴と推移を概説したが、ではこのような社会運動の表象には、どのように領域概念が取り込まれてきたのだろうか。集合行動の発生件数、その目的や形態を基準に作成されるデータベースとその統計分析からは、彼らの表象に用いられる概念まではまだ分析されていない³。

また、既存のデータ分析からは、社会運動組織の集合行動あるいは社会的闘争で訴えられるのは、土地や住宅の獲得（あるいは権利回復）という極めて「土地/空間」に根差したものであるか、基本的人権、尊厳ある生活を送る権利を主張する、公共サービスや医療サービス、教育などを求めるものが大半であった。以下、1990 年代以降可視化されてきた社会運動主体として、アフロ系コミュニティ、先住民組織、土地なし農民運動、零細鉱山村での「領域性」を守る運動をとりあげ、各運動における領域ないし領域性がどのようにとらえられているのかを考察する⁴。

3.1. アフロ系コミュニティの集団領域 (Territorios Colectivos de Comunidades Negras : TCCN) を獲得する運動

1991 年の新憲法（現行憲法）において、コロンビアが多民族、多文化国家であることが記載されたことは、それまで不可視の状況におかれながら、植民地時代から連綿と復権運動を継続してきた先住民共同体および黒人／アフロ系コミュニティ (comunidades negras) にとって彼らの存在を法的に可視化することとなった。

アフロ系コミュニティは、新憲法の暫定条項の最終章に第 55 条として「アフロ系住民の権利に関する規定を、新憲法施行後 2 年以内に委員会を立ち上げ、アフロ系住民の集団的土地所有に関する法制化を行うこと」を入れこむことに成功した。期限付きの法制化機会であったが、これによって、1993 年の法律第 70 号の法制化が実現し、TCCN 獲得までの制度的枠組みが整った。

3 今後は、これらのデータベースにコンテンツ分析アプリを適用する可能性は十分にある。

4 労働組合の全国組織や大学生組織など、2019 年以降の全国ストの推進組織は今回の考察には含めていない。

TCCN とは、土地権利の譲渡が個人を単位としてではなく、アフロ系住民共同体を単位として行われるという認識に基づき、彼らの伝統的生活と慣習を守るために共同体を代表する組織によって土地が管理される権利を意味する。第 44 条で、アフロ系共同体が集団的に管理する土地におけるいかなる開発プロジェクトについても、その策定、実施と環境・社会経済、文化的インパクトの評価において参加する権利を定めている。1995 年の政令（デクレト）1745 号は TCCN の認定手続きを取り決めている。同規定によって、まず共同体は「コミュニティ審議会」（consejo comunitario）を組織する必要がある、これが当該共同体の集団的土地管理のための最高決定機関となる。日常の活動の運営にはコミュニティ審議会の代表メンバーで構成される代表委員会があたるが、共同体全体にかかわる決議はコミュニティ審議会の全体集会でコンセンサスをとらなければならない（幡谷・千代 2024）。

TCCN 獲得運動にみられる領域性は、TCCN のタイトルに含まれていることから、自明の表象、ディスコースであるといえる。他方、TCCN の定義をみると、それは土地・空間概念だけで定められているのではない。集団的土地管理のための独自の自律的行政機関が組織され、そこへのアフロ系コミュニティの参加が前提となっている。また、集団領域への帰属性と文化的アイデンティティ、社会規範、生業圏を守ることがその存在理由となっている。

3.2. 先住民居住地（resguardo indígena）を求める運動

先住民の土地復権運動は、第一に、1989 年の ILO 第 169 号条約のコロンビア政府による批准の影響がある。そして、1994 年の法律第 160 号で先住民居住地（resguardo：レスグアルド）とその内部の独立した行政システム（cabildo：カビルド）の認定につながる基本的枠組みが 1991 年憲法に含められたが、こうした制度化が進んだのは、先住民が、長い抵抗運動の歴史をもち組織化を進めてきたからである。

1991 年憲法第 63 条と 329 条、さらに 1995 年のデクレト 2164 号において、先住民居住地は、単数または複数の先住民共同体による集団所有地であり、不可侵であり、接収不可であると定められている。同時に、先住民共同体に属する先住民は、その土地所有権の譲渡、貸借、またはそれ

を担保とすることも許されない。レスグアルドは、法的および社会政治的制度であり、集団所有地としての土地証書を保有することで、独自の領域 (territorio) を保有し、自律的組織によって、独自の内部規程によってその領域を統べるものとする。ここでいう独自の組織とは、先住民共同体独自の慣習法によって定められる行政組織カビルドなどを指す。

なお、前節のアフロ系コミュニティも、先住民共同体も、どちらもエスニック・グループとして、彼らが集団保有・管理する土地は、その他の国が管理する (例えば国立自然公園や考古学遺産など) と同様に、不可侵であることが憲法第 63 条でうたわれている。さらに、同 330 条では、先住民が管理する領域内で天然資源開発が行われる場合には、先住民共同体の文化、社会、経済的統合性を衰弱させてはならないとうたわれている。同様の内容が、アフロ系コミュニティに対しても 1993 年の法律第 99 号で改めて規定されており、さらに、当該開発が展開される場合には、どちらのエスニック・グループにも、その共同体の代表に対して開発事業者は、事前協議 (consulta previa) を行うことが義務づけられた。

先住民の先祖伝来の土地権利回復運動は、第一義的に土地 (tierra) を求める運動であるが、アンデス高地の先住民の世界観における土地には、「母なる大地」の概念があり、人間の営みや、人間そのものが自然の一部であるという世界観に基づくものである。また、彼らにとっての神聖なる場所は土地の一部であっても、そこには精神性や慣習法、その他長い歴史を通じて形成されてきた文化的アイデンティティも含んでいる。

レスグアルドは、単なる共同体保有の土地ではなく、それと一体化された彼らの生活と自然との関係性を含む世界観に基づいた領域なのである。

3.3. 土地なし農民の「農民保留地」(Zona de Reserva Campesina) を求める運動

左翼ゲリラ組織の形成が、農民の土地を求める運動に直結していたという歴史的背景から、農民運動は常に政府からの抑圧の対象となった。土地を求める農民運動は政府に農地改革を要求するのが一般的であり、コロンビアも 1961 年に農地改革法が制定された。しかし、1980 年代までの政治社会情勢において、土地再分配は進まなかった。土地政策における制度改革も、1991 年の憲法の条文とそれを法制度化した新農地改革法 (1994 年

の法律第 160 号) によるが、これは市場メカニズム重視の農業開発政策に基づくものであった。土地なし農民に対する土地の提供は、「農民保留地」(Zona de Reserva Campesina: ZRC) の承認によってその可能性が残された。ZRC は「土地の脱集中化をはかるとともに、環境資源保全と農地フロンティアで耕作する農民経済の保護に資する領土形態」と定められた。

土地へのアクセスにおける不平等性はコロンビア国内の現在まで 70 年にも及ぶ武力紛争の攻撃対象の一つとなってきたが、同時に紛争自体が社会的排除と不平等を生んできた。土地を支配する経済的権力は、政治や社会に対して強い影響力をもつ。大土地所有者は、経済的な権益をもつだけでなく、社会に対し強い政治的影響力を行使していた。二極化した農業構造と地主層の圧力が、コロンビア政府が土地なし農民による土地へのアクセスを求める要請に十分にこたえることを阻んできた。

1980 年代を通じて、政府は農民経済の近代化を促す生産戦略をとると同時に、土地なし農民対策として農業フロンティアにおける土地所有の正常化を図った。1990 年代のコロンビアの経済自由化政策では、農業を含めて生産性の向上が目指された。1991 年新憲法では、開拓農民に土地を提供することが国家の義務であると謳われたが、同時に経済グローバリゼーションの中で、農業部門も市場自由化に対応した国際競争力の獲得を目指し、輸出向け農作物重視にシフトしていった。こうして 1994 年の新農地改革法には、土地開発に対する規制緩和とアグロインダストリー企業を優遇するネオリベラル的農業開発を推進する基本姿勢と、土地なし農民に対する国家の対応という、相反する二つの課題を盛り込まなければならなくなった。

1994 年の法律第 160 号は、新農地改革法であり、1991 年憲法の枠組みに則った法制化であることに間違いはない。同法は、1991 年憲法第 64 条の「農業労働者の土地所有へのアクセスを推進することは国家の義務であるという憲法の規定」を言及しているものの、すぐに、(既存の) 不平等な農村部の土地集中を廃止し防止するための諸手続きと (土地なし) 農民への土地の譲渡は「農民自身が信用や直接的な助成金を獲得する」ことによって実行されるという規程がある。つまり、政府がその義務を率先して果たすということではなく、あくまでも農民側の要請とその土地取得における手続きにかかる費用は助成金やクレジットを自力で獲得して行うこと

が基本であるという内容になっている。

法律 160 号が農民の土地所有に関して支援する国家機関（当時は「コロンビア農地改革庁」 Instituto Colombiano para la Reforma Agraria: INCORA）⁵の機能として、①土地購入のための助成を与えること、②農民と地主との間での売買取引を支援すること、③直接交渉あるいは特別の場合に限り（国家による）接収によって土地を確保すること、④バルディオ（baldío）⁶の土地を授与すること、⑤ZRCを確定することと明記されている（Sánchez 2012, 11）。すなわち、新農地改革法では、INCORAは、大土地所有の接収・分配という伝統的な土地再配分の農地改革ではなく、土地の市場取引と金融サービスの提供の支援を行う調整機関に過ぎないのである。

ZRCは法律第160号の13章「開拓、ZRC（農民保留地）、企業の開発」の中で規定されているZRCは、土地の集中化を抑制し、自然公園と森林保全地区に重なる地帯において、農民と開拓民が定住できるように、土地所有を確定する方法である。すなわち、土地なし農民による食糧生産活動と環境保全の規定を両立させるための戦略である。

グローバル市場の期待に応えるために農業部門を近代化しようとする法律160号が、相反するZRCを同時に容認（制度化）するということには政府と農民との間の認識の差は避けがたく、軋轢は絶えなかった。ZRCの規定が実効されるには、紛争地における農民運動の執拗な圧力が必要であった。1996年にカケタ、ボリバル県南部、プトゥマヨ、カウカ、グアビアエールの各県で発生したコカ農民の動員による行進（marcha）は、ZRC設置に強い影響力を与えた。こうして1996年に政令（デクレト）第1777号が発行されたが、政府はコカ栽培の代替開発の手段としてZRCを認めざ

5 INCORAは2003年にINCODER（Instituto Colombiano de Desarrollo Rural）「コロンビア農村開発庁」に改編された。2015年にINCODERは解散され、農村開発と土地政策は、「国家土地管理局」（Agencia Nacional de Tierras：ANT）と「国家農村開発局」（Agencia Nacional de Desarrollo Rural: ADR）に引き継がれた

6 本来未開墾地で国家に帰属する土地を指す概念。生存のために土地なし農民はバルディオに開拓民として侵入し、開墾を行ってきた。バルディオは法律1874年代61号でそこで耕作と居住を行う個人に対して所有権が認められ、その後法律1882年代48号で保護が強化されたが、実際に農民が所有権を得ることは困難であった。法律1994年代160号は、土地の集中の解消と公正な分配を目指し、土地なし農民などの土地所得の促進をはかったことになる。詳細は千代（2024, 84）を参照。

るを得なかったのである。

2023 年現在、ZRC は 11 か所存在する。依然紛争地を中心に 20 か所で ZRC の申請が続いている。

3.4. 開発と暴力に対して生業圏を守る抵抗運動

最後に、零細鉱山村における「領域」を守る社会運動を紹介する。具体的には、コロンビアのボリバル県南部の、FEDEAGROMISBOL (Federación de Agromineros del sur de Bolívar: ボリバル県南部農民・鉱山民連合) の事例である。

エスニック・マイノリティの共同体が獲得する領域内での資源開発には、少なくとも開発事業者は事前協議を行うことが義務づけられていた。だが、開拓民が金鉱脈を発見し、自助建設で形成していった零細鉱山村の鉱山民は、政府からは不可視の存在であり続けることが多かった。特にボリバル県南部は、その地勢の特徴から、開拓・開発が遅れ、1980 年代半ば、同地域で金鉱採掘ブームが起こった当時、この地を拠点とした左翼ゲリラ組織 ELN (Ejército de Liberación Nacional: 民族解放軍) の勢力下に置かれていた。さらに 1990 年代後半になると、この地域には左翼ゲリラ組織に対抗する民兵組織 (右派パラミリタリー) が侵攻し、かつ ELN と勢力争いをしていた最大左翼ゲリラ FARC (Fuerza Armada Revolucionaria de Colombia: コロンビア革命軍) との三つ巴の抗争のもとに置かれる状況となった。

2001 年に新鉱業法 (法律第 685 号) が公布されると、鉱物資源埋蔵が見込まれる土地に対するコンセッション譲渡手続きが簡便化され、国内大手鉱山会社ならびに多国籍企業の進出が促進された。規制緩和と民営化により、民間企業間の競争を振興し、多国籍企業の鉱業部門への投資とプロジェクト誘致を図ることが目的であったが、21 世紀に入ると、この鉱物資源開発政策は、コモディティ・ブームとあいまって政府にとっては経済をけん引する部門となっていた。

FEDEAGROMISBOL が束ねるボリバル県南部の鉱山村では、採掘権も開発許可も得ずに伝統的技術によって採掘事業が運営されてきた。新鉱業法ではこうした零細かつ非近代的技術によって運営されてきた鉱山を「伝統的」または「工芸的」採掘業と扱うようになった。政府は「伝統的」零

細鉦山村の合法化をめざし、そのための技術支援を提供することが新鉦業法にはうたわれてあった。

国家が零細鉦山採掘業者に対し技術助成を与えることは一定の進歩であると評価できるが、この政策は多国籍企業による大規模採掘開発プロジェクトが提案された場合、彼らの土地使用権に対する保護を保証するものではない。

ボリバル県南部の鉦山民が取った選択は、新鉦業法の第31条にある「特別留保地域」ARE (area de reservas especiales) の認定を受け、独自の生産性向上プロジェクトを計画実行することだった。これは「伝統的、インフォーマルな採掘事業を共同体が行ってきたことが証明される場合に与えられるコンセッション」(新鉦業法第31条)であり、ARE認定がある限り、当該共同体以外の第三者にコンセッションが付与されることはない。しかしARE認定の条件に、認定されてのち、2年以内に地質鉦山調査と戦略的鉦業プロジェクトに着手しなければならないという規定がある。調査や計画作成には政府が技術的指導と協力を提供することが義務づけられていたものの、その実行性は乏しかった。

さらに、同地域ではAREを囲む一帯はすでに多国籍企業のアングロゴールド・アシャンティ社 (AngloGold Ashanti) が取得したコンセッションの下にあり、AREが認定の条件を果たさない場合、大規模開発プロジェクトが進出する可能性は十分にあった。ARE認定の条件であった採掘技術の近代化の実現において、資金と技術的支援をめぐる政府との交渉は、政府が委託した業者の技術的問題と両者間の信頼性の欠如により頓挫した。

政府との信頼関係も構築できず、複数の非合法武装組織に囲まれて、鉦山村民の抵抗運動には暴力による抑圧が続いた。

こうした状況下で、FEDEAGROMISBOLがとった集合行動は、国際世論に訴えることによる可視化戦略であった。これが「国際人道キャラバン」の実施であった。

人権擁護支援NGOのセンブラル (Corporación Sembrar) やPDPMM (マグダレナ川中流域の開発と和平プログラム)、PBI (Peace Brigades International) を始め、多くの人権擁護活動団体との連携が国際人権擁護団体とのネットワークを可能にした。その成果が「国際人道キャラバ

ン」(2001年8月6日～16日)の実施であった。FEDEAGROMISBOLのリーダーを標的とした迫害と殺害はその後も続いたが、国際人道キャラバンの実現が、SB地域に対し1999年以降続けられた経済封鎖の解除につながったといわれている。可視化戦略の変化は単に動員の規模の拡大ではない。これまでは民衆が「行進」や「大移動」という方法で地域外に向いて可視化を行ったが、キャラバンをはじめとする人道支援行動は、外部者を彼らの地に招き入れ、その現状を共有することで行われる可視化である。2011年8月、第二回「国際人道キャラバン」が組織され、筆者も参加した。このときのキャラバンのスローガンは、“la Permanencia en el Territorio y contra el Despojo”(土地追い出しの脅威に抵抗して自分たちの領域に留まること)であった⁷。

零細鉦山村における「領域」概念の主張は、基本的に開拓してたどり着いた未開墾地で共助、自助によって作り上げた領域とその中で展開するコミュニティの組織や家族、生業の営みを守ることにある。領域性の維持を求める鉦山コミュニティの運動は、ある意味、ZRCの共同管理農地の政府による容認を維持する闘いと相通ずるところがある。どちらも、土地所有権を証明する土地証書の保有がなく、周囲は非法武装組織に囲まれ、かつ政府が推進する多国籍企業や輸出向け農業開発の脅威にさらされている。土地なし農民運動も、零細鉦山村での生業を守る抵抗運動も、エスニック・マイノリティの復権運動のような、共通の歴史文化的アイデンティティや精神性を基盤にもたない。むしろ異なる地域から流れてきた人々によって多様な文化圏が再構築されている。

結びにかえて：21世紀コロンビア辺境地域の社会運動と領域概念

かつて幡谷(2007)は、「1990年代、構造調整政策に続く市場自由化経済路線をとった民主体制は、新たな矛盾と対立・不満を生み、1990年代後半から再び社会運動の挑戦を受けている。現代ラテンアメリカの社会運動、特に民衆運動の趨勢は、政治体制とその政策転換に大きく連動している」と指摘した。1970年代欧米諸国で出現した、従来の社会組織を単位とした社会運動の枠組みを超えた「新しい社会運動」は、ラテンアメリカ

7 FEDEAGROMISBOLの集合行動戦略の詳細については、幡谷(2012)を参照のこと。

諸国でも共通してみられるようになり、社会運動研究においても同じ枠組みでの考察が多く出された。環境擁護運動や、人権擁護運動、フェミニスト運動などが典型的な例である。

しかし、1980年代の権威主義体制下、経済危機と政治的民主化の過程において、ラテンアメリカでは主として民衆が社会運動の担い手となり、多くの場合、社会運動の訴えや要求の相手は政府や政府の開発路線に与する大企業など、国内の政治体制や開発の矛盾が生んだ構造問題の変革や、それに対する政府の対応への不満を訴えるための集合行動をとるのが一般的であった。つまり、国内の具体的な問題解決を訴えるための運動体の組織化であり、交渉相手（その多くが政府）に対するアドボカシーをめざした動員であった。

国際的な連帯を背景に高揚した先住民復権運動なども1990年代以降高揚した社会運動であったが、これも、民主化過程と憲法改正における多民族国家認識の獲得をめざす要求行動であった。都市貧困居住区を単位とする民衆運動も1980年代以降、民主化と公共サービスの民営化を背景に高まった、ラテンアメリカ社会を代表する社会運動であった。

Pleyers (2018) は、今日の世界各地の社会運動の形態には、明らかに新しい様相が認められると指摘し、その転換点は1994年のサパティスタ民族解放軍 (Ejército Zapatista de Liberación Nacional: EZLN) の武装蜂起に求められると主張する。また、もはや欧米型の「新しい社会運動」vs「それ以前の旧来の社会運動」という二分化でははかることができない時代に突入していると断ずる。1990年代以降のグローバリゼーションの進展に合わせて、世界の異なる大陸で発生した社会運動とその動員の性格、アドボカシーの影響力や戦略を比較分析した結果、地域に共通する様相をもつ新しい社会運動の波が起こっているという。

こうした世界的視野でとらえた社会運動の趨勢の中に、改めてコロンビアの1990年代以降の社会運動の特徴を位置づけると、開発フロンティアであり続けた辺境地域に、武力組織が浸透すると同時に、グローバル市場に結びつく採掘主義的経済開発の波が押し寄せている中での民衆の「領域」を守ろうとする抵抗運動の姿が浮かび上がってくる。

領域概念の主張は、それが社会運動の表象として1990年代以降顕著になってきただけでなく、コロンビアの文脈でみるならば、植民地時代を経

て剥奪された「領域」の復活（再領域化）であり、独立後の国家権力が辺境を不可視化してきたことに対する復権運動でもあった。

辺境を不可視の状態に迫りやってきた現代の開発と暴力は、辺境に生きるひとびとに対し、強制移住による脱領域化の脅威となった。エスニック・マイノリティ以外の多様な出自をもつ開拓民が生業の場とコミュニティのアイデンティティを構築しようとしたのが、ZRC であり、零細鉱山村であった。これは自ら切り開いた「領域化」の過程であり、それに対する剥奪のリスクに対する抵抗の運動が展開されたことになる。すなわち、長年の紛争と採掘主義的経済の脅威に抵抗する辺境コミュニティの領域を守ろうとする抵抗運動は、剥奪の脅威にさらされてきた歴史的背景によって、明示的に「領域性」を追求する社会運動となった。現在のコロンビアでは、ZRC を維持しようとする農民運動も、一部の零細鉱山村でその領域を守ろうとする運動も、暴力の脅威にさらされている。たとえ全村避難を経験しても、ふたたびその地にもどり、再領域化を企てようとする社会運動は、抵抗からレジリエンスの運動に変貌しつつあるといえる。

本稿は、辺境コミュニティにおける抵抗の社会運動における「領域」の表象をどのように理解するか、という問題提起から始めた。欧州の論者とラテンアメリカの社会運動論の論者をはじめとする先行研究も踏まえつつ、コロンビアの文脈における社会運動の「領域」概念を一定程度解釈することはできた。今後は、各辺境地域における抵抗の社会運動に関する言説を分析することで、辺境をめぐる「領域」概念の意義を精緻化させたいと考える。

参考文献：

- Archila Neira, Mauricio, Martha Cecilia García Velandia, Ana María Restrepo, Leonardo Parra, *Cuando la copa se rebosa. Luchas sociales en Colombia, 1975-2015*, Bogotá: CINEP, 2019.
- ブルデュー、ピエール『〈普及版〉ディスタクシオン—社会的判断力批判』（石井洋二郎訳）、藤原書店、2020 年
- Fernandes, Bernardo Mançano “Territorio, teoría y política”, en Fabio Lozano Velásquez y Juan Guillermo Ferro Medina (eds.) *Las configuraciones de los territorios rurales en el siglo XXI*, Bogotá:

- Pontificia Universidad Javeriana, 2008, pp.35-61.
- Grosby, Steven, “Territoriality: the transcendental, primordial feature of modern societies”, *Nations and Nationalism* 1(2), 1995, pp.143-63.
- Harvey, David. *The Condition of Postmodernity: An Enquiry into the Origins of Cultural Change*, Oxford: Basil Blackwell, 1989.
- 幡谷則子「ラテンアメリカの民衆社会運動——抵抗・要求行動から市民運動へ——」、重富真一編『開発と社会運動——先行研究の検討——』アジア経済研究所、2007年、123-159頁。
- 幡谷則子「存在否定された民衆の土地と生業を守る闘い—コロンビア、ボリバル県南部地域における鉱山民組織の事例」、『ラテン・アメリカ論集』第46巻、2012年、37-55頁。
- 幡谷則子「コロンビアの左派政権誕生と21世紀の民衆社会運動」2022年ラテン・アメリカ政経学会年次大会報告ペーパー（未刊行）
- 幡谷則子・千代勇一（編）『辺境からコロンビアを見る—可視性と周縁性の相克』上智大学出版会、2024年
- 幡谷則子「終章 辺境で生まれる可視性と周縁性の相克」、幡谷・千代（編）2024年、227-243頁。
- Herrera Montero, Luis A. y Lucía Herrera Montero, “Territorio y territorialidad: Teorías en confluencia y refutación”, *Universitas, UPS-Ecuador*, No.32, marzo-agosto 2020, pp.99-120.
- Mignolo, Walter. *The Darker Side of the Renaissance: Literacy, Territoriality, and Colonization*, The University of Michigan Press, 1995.
- Pleyers, Geoffery. *Movimientos sociales en el siglo XXI: perspectivas y herramientas analíticas*, Buenos Aires: CLACSO, 2018 (Libro digital, PDF) ISBN978-987-722-373-6
- Raffestin, Claude. “Space, territory, and territoriality”, *Environment and Planning D: Society and Space*, 2012, Volume 30, pp.121-141.
- Rodríguez Valbuena, Danilo. “Territorio y territorialidad. Nueva categoría de análisis y desarrollo didáctico de la geografía”, *Unipluri / Versidad*, Vol.10, No.3, pp. 875-884.

サック、ロバート・D (山崎孝史 監訳)『人間の領域性—空間を管理する戦略の理論と歴史』明石書店、2022 年

千代勇一「違法作物栽培から見た辺境化と脱辺境化—マグダレナ・メディオの事例から—」、幡谷・千代 (編)、2024 年、55-86 頁。

Torres, Fernanda Valeria. “Territory y movimientos sociales urbanos: debates sudamericanos”, *Latinoamérica* Vol. 77, (2), 2023, pp.213-239.